小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第６４号

山口県下関市長府新四王司町５番６号
再生債務者　弥永美智子（認可決定時の姓林）
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年１月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年７月９日
山口地方裁判所下関支部破産・再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２２年（モ）第６００１号

福岡県久留米市三潴町田川151番地７　丸美ビル302号、前住所福岡県久留米市城島町江上本1059番地23
再生債務者　田中登喜春
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年７月13日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第６号

愛媛県伊予市米湊681番地12
再生債務者　西田　裕二
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月４日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月11日から平成22年８月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（再ロ）第７号

広島市安佐南区川内５丁目31番１―504号
再生債務者　酒井　弘次
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月17日から平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１号

熊本県熊本市近見７丁目５番11―407号
再生債務者　田中太一郎
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月25日から平成22年９月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２号

千葉県八千代市大和田新田460番地201
再生債務者　市原　　淳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月26日まで
平成22年７月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第５５号

宮城県塩竈市南錦町12番31号
再生債務者　大岡　利典
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月３日まで
平成22年７月13日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１号

兵庫県川西市久代６丁目２番４―402号
再生債務者　畑　　耕治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月３日まで
平成22年７月13日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第４号

秋田市新屋割山町４番13号　リポーズウィングＯＨＴＡⅡ－１Ａ
再生債務者　長谷川和則
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月４日まで
平成22年７月14日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第１２号

大津市栄町22番10―1003号
再生債務者　槇尾　幸一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月11日まで
平成22年７月14日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町15番10号
再生債務者　森　　一義
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月11日まで
平成22年７月14日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（再ロ）第１０２１１号

東京都八王子市下恩方町1075―８
再生債務者　佐々木一夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月27日まで
平成22年７月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１号

埼玉県羽生市東３丁目10番18号
再生債務者　東司　　豊
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月28日まで
平成22年７月14日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第４号

広島市安佐南区川内１丁目22番４―404号
再生債務者　戸田　耕二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１０００３号

長崎県西彼杵郡長与町三根郷55番地44
再生債務者　尾髙　睦己
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月13日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

新潟市江南区日水２丁目７番22号
再生債務者　阿部八寿夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月13日　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第３０号

大阪市東住吉区今川５丁目３番８―409号
再生債務者　池山美津子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２９号

大阪府枚方市楠葉中町22番９号
再生債務者　有村　和則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部